

福山市U・Iターン就職促進事業補助金

【 申請ガイド 】

福山市産業振興課

TEL : (0 8 4) 9 2 8 - 1 0 4 0

開設時間：平日 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5

※土日祝日除く

申請期間：2026年6月5日(金)~2月26日(金)

【 目 次 】

1	事業概要	1
2	補助内容	1
3	申請受付期間	3
4	補助対象期間	3
5	補助対象経費	3
6	補助対象外となる経費	4
7	申請書類	5
8	支払いの確認に必要な書類及び注意点	6
9	その他	6

1 事業概要

福山市内に就業場所となる事務所等を開設している中小企業者等が、広島県外に居住する者を対象に支払う、正社員採用試験の受験に係る交通費及び採用後に福山市内へ住居を移転する費用を補助します。

2 補助内容

(1) 補助対象者

次の条件を全て満たす方が申請できます。

- ・福山市内に本社又は事業所を有する**中小企業者等**（みなし大企業は除く）
- ・福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることに同意する
- ・グリーンな企業チャレンジ宣言を申請している

グリーンな企業チャレンジ宣言・新規会員登録フォーム

<https://sdgs.fukuyama-city.jp/mypage/?c=registry-1>



- ・キャリア教育促進のための企業情報一覧に登録又は申込している

キャリア教育促進のための企業情報 Web サイト

https://sdgs.fukuyama-city.jp/green/career/index.cgi?c=green_ces_company-1



(2) 補助対象事業

次のいずれかに当てはまる事業が補助の対象です。

- ・正社員採用試験の参加者に支払う交通費（**交通費補助**）
※正社員採用試験を複数回実施する場合は、採用を決定する最終試験が対象
- ・採用者に支払う広島県外から福山市内に移転させる経費（**移転費補助**）

【中小事業者等とは】

事業者の種類	定義
中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
公益法人等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
医療法人	医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人
協同組合等	法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する協同組合等
保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者	私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業 子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等
その他市長が認める者	上記以外で事業を営む者であって、市長が適当であると認めるもの

【中小企業者とは】 資本金又は常勤の従業員が次に示す数字以下となる会社又は個人をいいます。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人
ゴム製品製造業（※）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

【みなし大企業とは】

1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) 補助率と補助上限額

補助対象と認められる経費の2分の1（千円未満切り捨て）

上限額は、支給する者1人につきそれぞれ次のとおり

- ・交通費補助 2万円
- ・移転費補助 12万円

(4) 補助対象経費

次の経費のうち、領収書等の支払が証明できる書類を提出できるものが対象です。

- ・交通費 正社員採用試験の参加者の居住地と採用試験実施場所までの往復交通費
※公共交通機関を利用した場合に限る
- ・移転費 就業のために内定者の住居を県外から市内に移転させた場合の移転費

※消費税や、他に補助を受けている経費については**対象外**です。

3 申請受付期間

2026年（令和8年）6月5日（金）から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

4 補助対象期間

交付決定日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

（ただし、**2026年（令和8年）5月25日（月）以降**で、交付決定前に着手した経費も、契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば対象とすることができます。）

5 申請から交付までの流れ

(1) 申請

①窓口持参②郵送③電子メールのいずれかの方法で申請書類を提出してください。

いずれの提出方法でも、**2027年（令和9年）2月26日（月）17時15分必着**です。

※先着順のため、予算がなくなり次第、申請受付を終了いたします。

(2) 交付決定・額確定

提出された書類を審査し、補助金の交付の適否を決定し、申請者にはその旨を通知します。

(3) 請求・支払

通知書に記載されている内容を確認し、請求書を産業振興課に返送してください。事務処理が完了次第、指定の振込口座へ入金します。

6 申請書類の提出・留意事項

(1) 申請書類の提出

窓口持参、郵送（2月26日 必着）又は電子メール（2月26日 17時15分まで）により申請してください。

※FAXによる提出は受け付けません。

※受領後、不備がある場合や、記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。

電話での事前相談も受け付けていますので、御相談ください。

<提出・お問合せ先>

福山市 経済環境局経済部 産業振興課

TEL：084-928-1040

（受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15）※土日祝日を除く

MAIL：koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp

【申請書類の郵送先】※ラベルとして利用する場合は、コピーしてお使いください。

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所 7階 産業振興課 宛

【福山市U・Iターン就職促進事業補助金 申請書在中】

(2) 申請時の留意事項

ア 補助金交付申請書（様式第1号）は、電子メールによる提出又はA4用紙に出力し（ホッチキス留め不可）、必要書類を添付して窓口持参若しくは郵送で提出してください。

イ 申請期間最終日の時点で不備のある申請書類は受け付けません。

ウ 書類を提出する者及び連絡担当者は、申請者の構成員に限ります。

エ 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがありますので、申請書類は受付最終日から余裕をもって送付してください。

オ 書類作成に係る経費は申請者の負担となります。提出された申請書類は返却しません。

カ 申請書類は写しを必ず保管してください。

7 申請書類

※書類への押印は不要です。

※納税状況によっては、担当者から連絡をする場合があります。御不明な点等ございましたらお問合せください。

要件	提出書類		入手先
全員	ア	交付申請書（様式第1号）	福山市 HP 事務局
	イ	誓約書兼同意書（様式第2号）	福山市 HP 事務局
	ウ	経費内訳書兼受領確認書（様式第3号）	福山市 HP 事務局
	エ	収支決算書（様式第4号）	福山市 HP 事務局
	オ	正社員採用試験参加者の居住地が確認できる書類の写し （運転免許証、住民票等）	各自入手
申請者が法人の場合	カ	直近3か月以内の商業・法人登記簿謄本の写し	各自入手
申請者が個人事業主の場合	キ	個人事業の開業・廃業等届出書の写し	各自入手
受領方法が振込、その他の場合	ク	補助対象経費に関する領収書等の写し	各自入手
県外大学生等に交通費又は宿泊費を支給した場合	ケ	正社員採用試験参加者の学生証又は在学証明の写し	各自入手
福山市から支払を受けたことがない（新規） 又は登録内容を修正する（変更）場合	コ	支払相手方登録依頼書 ※登録状況について確認いたしますので、事務局へ御連絡下さい。	福山市 HP 事務局

8 支払いの確認に必要な書類及び注意点

必要な書類は、次のとおりです。

支払い方法	必要書類	備考
振込	振込明細書	
現金 (Pay Pay等のキャッシュレス決済含む)	経費内訳書兼受領確認書	※①
クレジットカード	経費内訳書兼受領確認書	※①
	カード利用代金明細書	※②
	カード決済口座の通帳該当部分	※③

※①・当該受領確認書には、受領者の住所、名前について自署されており、領収日、領収金額、金額の内訳の記載が必要です。

- ・消費税及び地方消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。
- ・振込による支払いのため領収書がない場合は、金額の内訳が分かるもの（見積書、請求書又は納品書）と併せて振込明細書を御提出ください。
- ・金額の内訳については、レシート等の内訳が分かるものの添付でも結構です。
- ・Pay Pay等のキャッシュレス決済により支払った場合、アプリケーションの使用履歴等では領収書の代替とは見なしません。

※②インターネットにより明細を印刷したものでも構いません。

※③口座からの引き落としが補助対象期間内に完了している必要があります。

支払いに関する主な注意点は、次のとおりです。

- (1) 団体等の場合、個人名義又は個人口座から振込みを行った経費は補助対象外です。
- (2) 関連会社経由等、補助事業対象者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は対象外です。
- (3) 手形、小切手、電子債権により支払った経費は、補助対象外です。
- (4) 補助対象経費の支払いとその他の取引の支払いは、原則混合して行わないでください。
- (5) ポイントによる支払いは補助対象外です。支払いの一部をポイントで支払った場合は、当該金額を差し引いた金額を補助の対象とします。
- (6) 他の取引と相殺して支払った経費は、補助対象外です。
- (7) インターネットバンキングを利用する場合は、振込先の名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込画面（又は振込履歴）と通帳（又は当座勘定照合表）の写しの提出が必要です。
- (8) 契約・支払確認にかかる書類の宛先は、補助事業対象者名であることが必要です。

9 その他

- (1) 国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する他の制度（補助金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- (2) 本市ホームページ等において、採択事業者及びその取組等を情報発信する場合があります。採択事業者は、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供に協力するものとし、また、当事業によって行った成果等について、必要に応じて公表する場合があります。
- (3) この申請ガイドに記載のない事項は、福山市U・Iターン就職促進事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則に定めるところによるものとします。

以上